

昭和四五年行(ウ)第一八三号

原告 ロナルド・アラン・マクリーン

被告 法務大臣

昭和四六年八月二十八日

被告指定代理人

樋口和毅 末永黒金 田口津永 須木田

田口津永 須木田

哲英宏 節忠

夫一明三末正稔衛
田黒 須金 末永 明 夫

東京地方裁判所民事第二部 御中

準備書面(四)



東京法務局

(原告の昭和四六・六・二四付求釈明に対する釈明等)

一 求釈明事項第一について

(一) 一について

クリアランス番号とは、外務大臣から法務大臣に対し、査証発給に
関して事前協議があつた場合に、法務大臣が協議にかかると外国人の入
国の可否について審査し、申請にかかると入国目的による本邦在留を相
当と認めるとき、在留活動および在留資格を指定して入国を認める旨
外務大臣に回答する際の整理番号である。この整理番号は、査証を発
給する際査証に記入されるが、求釈明にかかると「クリアランス番号B
六九一―一六九三」とはこの整理番号を指すものである。

(二) 二について

「特定査証」とは、外交、公用、通過、観光、商用、特定の六種に区分されている査証のうちの一つであつて、外交、公用、通過、観光、商用に該当しない入国目的者に付与される査証であるが、本件の場合原告に付与された特定査証には、前述のクリアランス番号B六九一一六九三が記入されており、この記入があることは、外務大臣の事前協議に基づき、法務大臣が原告にベルリッツスクールの英語教師として在職するため、特に入国を認めることとしたことを示すものであり、このクリアランス番号付特定査証^{査証}より原告に許される在留活動の内容が特定されるのである。

三 三について

わが国に在留する外国人の在留状況の良否は、外国人として在留す

東京法務局

べき条件に背馳してはいないか否か、すなわち、入国目的にかかる活動を継続しているか否か、反社会的活動をしていないかどうか、外国人に許されない活動、行為等をしていないか否か等、外国人の出入国および在留管理の観点から法務大臣が総合的に判断するわけである。原告の場合、転職の事実、転職の内容と態様、外国人として許されない政治活動を行なつた事実等からみて、その在留状況は良好でないと判断されたものである。

二 求釈明事項第二について

昭和四六・七・三付被告準備書面四の五項で述べたとおりである。

三 求釈明事項第三について

一 一わゆる四一一一六二三の在留資格を有する者に対してなす出国

準備期間としての許可は管理令二〇条にいう在留資格の変更ではない
(被告準備書面四の二、三参照)。

なお、甲第一号証に「在留期間一年より一二〇日に短縮」と記載したのは、入国管理事務所職員および外国人登録事務担当職員に在留期間が短かくなつてゐることを覚知し得るようにするための便宜的、注意的扱いによるものであり、「FOR EMPLOYMENT」の記載を抹消しなかつたのは、原告が付与された査証が一回限り使用できるものにならず、しかも、当該査証は上陸審査のために必要なもので、上陸許可の証印を受ければ使用済みとなるので、査証の目的欄の記載を変更ないし抹消する必要がなかつたことによるものである。

四 求釈明事項第四について

東京法務局

本件処分の執行停止申立事件の原告(第一審)意見書で、原告の政治活動が本件処分の理由に含まれてゐることを主張せず、即時抗告理由書で主張したことは認める。

五 本件処分の理由として原告の政治活動(政治活動)を訴訟上主張することは許される。

行政処分取消訴訟の対象は、行政処分そのもの(ないし行政処分の違法それ自体)であつて、当該処分の処分理由ではない。したがつて、処分庁は、被告として行政処分の違法有効の根拠となる処分理由の一切を挙げて主張することが許されるのであり、このことは、既に多数の裁判例の肯定するところである(懲戒処分等に関し、東京地判昭和二九・八三〇行集五卷八号一八九四頁、東京地判昭和三〇・七・一九行集六卷七

号一八三五頁、東京高判昭和三四・一・三〇行集一〇卷一号一七一頁、大阪高判昭和四〇・三・二二行集一六卷三号四五七頁、甲府地判昭和四二・七・二九行集一八卷七号一〇八〇頁、新潟地判昭和四三・四・九行集一九卷四号五八一頁、大阪高判昭和四三・一〇・三一行集一九卷一〇号一七〇一頁等参照)。それ故、本件処分の理由として原告のした政治活動を訴訟上主張することは当然許されるものと解すべきである。

原告は、本件処分のように裁量の範囲が広い場合に処分理由の追加変更を許すと、処分の相手方はこれに十分な対応準備ができないとか、処分取消訴訟で司法救済が得られないと処分の相手方は直ちに退去強制手続が開始されること等を理由に、本件処分の理由として原告のした政治活動を訴訟上主張することは許されない旨主張されるが、本件の場合、

東京法務局

被告は最初の答弁書において原告の政治活動を処分理由の一つとして主張しているのであり、原告がこれに対応する準備もゆとりもないといふことはあり得ないし、また、退去強制手続が開始されることは本件処分の直接的な法的効果としてなされるもの^でないから、原告の政治活動が本件処分の理由となつていた以上、これを訴訟上主張することは当然許されて然るべきものである。